

平成 18 年 2 月 9 日

「石綿による健康被害に係る医学的判断に関する考え方」報告書

概 要

1 中皮腫について

- (1) 中皮腫は、そのほとんどが石綿に起因するものと考えられ、中皮腫の診断の確からしさが担保されれば石綿を原因とするものと考えられる。
- (2) 職業ばく露によるものとみなせるのは、概ね 1 年以上の石綿ばく露作業歴が認められた場合である。
- (3) 近隣ばく露や家庭内ばく露による発症も考えられる。
- (4) 中皮腫は、潜伏期間の長い、予後の非常に悪い疾患である。

2 肺がんについて

- (1) 肺がんは喫煙をはじめとしてさまざまな原因が指摘されている中で、石綿を原因とするものとみなせるのは、肺がんの発症リスクを 2 倍以上に高める量の石綿ばく露があった場合とするのが妥当である。
- (2) 肺がん発症リスクが 2 倍以上となるばく露量の指標は、以下のとおり。

(医学的指標としては 又は)

胸部エックス線写真の像又は C T 画像により明らかな胸膜プラークが認められ、かつ、じん肺法に定める胸部エックス線写真の像で第 1 型以上 (1/0 以上) と同様の肺線維化所見があり、胸部 C T 画像においても肺線維化所見が認められた場合

肺内石綿線維数が以下のいずれかである場合。

- ・乾燥肺重量 1 g 当たり石綿小体 5000 本以上
- ・乾燥肺重量 1 g 当たり石綿繊維 200 万本以上 (5 μ m 超。 2 μ m 超なら 500 万本以上)
- ・気管支肺胞洗浄液 (BALF) 1 m l 当たり石綿小体 5 本以上

(職業ばく露に関連する指標としては 又は)

客観的な石綿ばく露作業従事歴がある者に石綿肺の所見が認められた場合

胸膜プラーク等の石綿ばく露所見が認められ、石綿ばく露作業に概ね10年以上従事したことが確認された場合

(3) 肺がんは、潜伏期間の長い、一般に予後の非常に悪い疾患である。

3 石綿肺について

(1) 石綿肺は、代表的な職業病である。石綿ばく露歴の客観的な情報がなければ、他の原因による肺線維症と区別して石綿肺と診断することは難しい。

(2) ばく露後すぐ発症するというものではなく、概ね10年以上経過して所見が現れる。

(3) 肺がん、中皮腫に比べ、予後不良とはいえない。

(4) 一般環境での発症例の報告はなく、今後の発生状況等について、知見の収集に努めるべきである。

4 良性石綿胸水について

(1) 良性石綿胸水の診断は困難で、また、確定診断までに相当時間を要する。胸水は、石綿以外のさまざまな原因があり、石綿ばく露歴の客観的な情報がなければ、他の原因による胸水と区別して良性石綿胸水と診断することは難しい。

(2) 潜伏期間は、他の石綿関連疾患より短く、肺がん、中皮腫に比べ、予後不良とはいえない。

(3) 一般環境における発症例の報告はなく、また、疫学的、臨床的知見も少ない。今後、さらに知見の収集に努めるべきである。

5 びまん性胸膜肥厚について

(1) びまん性胸膜肥厚は、石綿以外のさまざまな原因があり、石綿ばく露歴の客観的な情報がなければ、他の原因によるびまん性胸膜肥厚と区別して石綿によるびまん性胸膜肥厚であると判断することは難しい。

(2) 職業ばく露によるものとみなせるのは、概ね3年以上の石綿ばく露作業歴が認められた場合である。

(3) 肺がん、中皮腫に比べ、予後不良とはいえない。

(4) 一般環境における発症例の報告はなく、また、疫学的、臨床的知見も少ない。今後、さらに知見の収集に努めるべきである。